

文化芸術活動再開支援事業補助金の概要

産業文化部文化政策課

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大を受け、舞台芸術や展覧会等の文化活動を自粛・縮小せざるを得ない状況に置かれた市内文化団体等に対し、公演、展覧会実施に係る経費の一部を補助することで、市内の文化芸術の振興を図る。

2 事業概要

感染拡大予防ガイドラインを遵守して公演、展覧会等を実施する場合に、実施に要する費用の一部を補助金として交付する。補助金額は補助対象経費の 1/2（上限 100 千円）とし、補助金額が 10 千円未満となる場合は補助対象外とする。

3 補助対象

次の全ての項目に該当する団体

- (1) 市内に事務所又は活動拠点を有すること。
- (2) 市内における文化活動の実績が1年以上あり、かつ、現に文化活動を行っていること。
- (3) 次のいずれかに該当する法人その他の団体であること。
 - ア 公益法人又はこれに準ずる団体
 - イ 報道機関、学術研究機関
 - ウ 特定非営利活動法人その他の民間非営利団体
 - エ その他市長が特に必要と認める団体
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。

4 補助対象となる文化芸術活動

次に掲げる全ての要件に適合するもの

- (1) 宝塚市内の施設で、令和3年8月1日から令和4年2月28日までの間に実施すること。
- (2) 舞台芸術の公演及びそれに伴うリハーサル、または展覧会の開催及びそれに伴う準備であること。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守して実施すること。
- (4) 公共性を有し、営利を目的としたものでないこと。

5 事業費の積算根拠

1 団体あたり 上限@100 千円×40 団体=4,000 千円